

山鹿市介護保険利用者負担額及び介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月12日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市介護保険利用者負担額及び介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する  
要綱

山鹿市介護保険利用者負担額及び介護保険料減免取扱要綱（平成17年山鹿市告示第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「（別記様式）」を削り、同条第5項中「に基づき」を「の規定により」に改める。

第3条第1項ただし書を削る。

別表第1中「現形」を「原形」に改める。

別表第3中「10分の3以上10分の5未満」を「10分の5以上10分の7以下」に、「10分の5以上」を「10分の5未満」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この要綱は、令和7年3月12日から施行する。